

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本工事は、令和7年5月19日に結橋において、交通災害が発生した。同橋の桁下面が危険な状態であるため、応急対応を行い、損傷に伴う事故を未然に防止する必要がある。そのため、他の入札方式を履行する時間的余裕はない。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>今回選定した業者は、大垣土木事務所と（一社）岐阜県西濃建設業協会とで締結されている災害時応援協定に基づく応援要請に対して、同協会から施工可能業者として報告があった業者である。</p> <p>また、緊急工事に必要な技術、作業能力を備え、現場近くに所在し、現場状況に精通している業者であることから、高田建設（株）と随意契約を締結したい。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。